給与勧告・報告の骨子(平成24年)

行財政対策特別委員会平成24年(2012年)11月15日人事委員会事務局

滋賀県人事委員会

本年の給与勧告・報告のポイント

平均年間給与を6千円(0.09%)引上げ

(平均年間給与の引上げは4年ぶり)

月例給については、公民較差(0.10%、400円)を解消するため、地域手当を0.1%引上げ期末・勤勉手当(現行3.95月)は、民間の支給割合(3.94月)とおおむね均衡し、改定なし50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を改正自宅に係る住居手当を廃止

1 公民較差

(1) 公民較差

0.10% 400 円〔2.48% 9,604 円〕 (参考)人事院勧告 官民較差 0.07% 273 円

注1 〔 〕内は、平成23年度から平成24年度までにおける職員の給与の特例に関する条例 (以下「特例条例」という。)による給与の減額措置後の額(率)である。

2 特例条例による減額措置前の公民較差を基礎として勧告を行っている。

(2) 改定

0.09% 369円(内訳:地域手当369円)

| (参考) | 平均給与月額 | | | 平均年間給与 | | |
|-------|-----------|-----------|---------|------------|------------|---------|
| | 改定前 | 改定後 | 差 | 改定前 | 改定後 | 差 |
| | (A) | (B) | (B)-(A) | (C) | (D) | (D)-(C) |
| 減額措置前 | 396,473 円 | 396,842 円 | 369 円 | 6,406,000円 | 6,412,000円 | 6,000円 |
| 減額措置後 | 387,269円 | 387,630円 | 361 円 | 6,266,000円 | 6,272,000円 | 6,000円 |

(行政職、平均年齢 43.7 歳(昨年比 0.2 歳))

2 改定等の内容

(1) 月例給

・ 地域手当を 0.1%引上げ

県内: 6.0% 6.1% 東京都特別区: 17.0% 17.1%

(2) 昇給・昇格制度の改正

- ・ 昇給制度については、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止
- 昇格制度については、高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減

(3) 自宅に係る住居手当の廃止

自宅に係る住居手当(月額 2,000 円)および単身赴任者の自宅に係る住居手当(月額 1,000 円) を廃止

(4) 実施時期等

(1)については平成 24 年 4 月 1 日、(2)については平成 25 年 1 月 1 日、(3)については平成 25 年 4 月 1 日

3 その他

(1) 人事評価制度の確立

職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、新たな人事評価制度の早期確立に向けた取組 を進めることが必要

(2) 時間外勤務の縮減

効率的な業務遂行と適正な勤務時間管理の意識を徹底し、全庁一丸となって取組を進めることが必要

(3) メンタルヘルス対策の充実

引き続き総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の充実に努めることが必要

(4) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

- ・ 引き続き女性職員の登用や職域の拡大に努めることが必要
- ・ 引き続き男性職員の育児休業取得の促進に努めることが必要
- ・ 引き続き仕事と生活の調和の推進に努めることが必要

(5) 高齢期の雇用問題

雇用と年金の接続の問題については全国共通の課題であり、国の動向に留意しながら、適切 に準備を進めていくことが必要

給与決定の仕組み

給与決定に関する原則

地方公務員の給与を決定する際の原則として、法律において次のようなものが定められています。

1.職務給の原則(地方公務員法第24条第1項)

地方公務員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとする原則です。「職務給」の内容については、滋賀県職員等の給与に関する条例において、職種に応じて給料表を定め、さらに、各給料表について、職員の職務の複雑、困難および責任の度に基づいて職務の級の区分を定めています。

2.均衡の原則(地方公務員法第24条第3項)

地方公務員の給与は、生計費や民間企業の賃金、国・他の都道府県の職員との比較などによって定めなければならないとする原則です。

3.給与条例主義の原則(地方公務員法第24条第6項)

公務員は「全体の奉仕者」であり、その給与が国民・住民の負担する税によって賄われるということから、地方公務員の給与は、住民の代表である議会において条例によって定めることとする原則です。

人事委員会勧告とは

人事委員会の給与勧告制度は、団体交渉権および争議権を制約され、民間のように労使の交渉で給与を決めることができない地方公務員について、その代償措置として設けられているものであり、公務員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること(民間準拠)を基本としています。

民間の給与は、労使交渉の結果であるという意味で、そこには物価や生計費など、あらゆる賃金 決定要素が含まれており、このような民間給与の水準に合わせることにより、公務員給与を社会一 般の情勢に適応したものとするため、民間給与との比較を基本としながら、国や他の都道府県等の 勧告状況も踏まえつつ、勧告を行っています。

なお、勧告では、給与水準の是正のみならず、給与カーブを修正したり、各手当を見直したりしながら、給与配分の適正化にも努めています。

人事委員会勧告の手順

人事委員会勧告を行うまでの流れについては、次のとおりです。

1.本県職員の給与の調査と把握

本県では、毎年1回(4月1日現在)、給与条例の適用を受ける常勤の職員全員について、給与等の実態調査を実施しています。調査の項目は、各職員の職種、学歴、年齢、給料および各手当ごとの支給額などであり、これによって職員の給与等の実態を詳細に把握し、その検証を行っています。

2.民間給与の実態調査の実施

民間給与については各方面で様々な調査が行われていますが、公務員給与と直接対比して公 民給与の比較の基礎とするためには、公務と類似する職務に従事する従業員の職種、学歴、年齢 等の条件別の実態が精確に把握されるようなものであることが必要です。そのため、人事院および 全国の人事委員会と共同で、毎年1回(4月1日現在)、「職種別民間給与実態調査」を行っていま す。

3.公民給与の比較

公務員と民間企業では、その組織の規模、構成、従業員の平均年齢等が異なることから、公務員と民間企業従業員の給与を精確に比較するため、仕事の種類、役職段階、学歴および年齢の条件を等しくする者同士で比較をするという「ラスパイレス方式による比較」を行っています。この方法によることで、公務員が仮にそのまま民間企業に在職しているとしたら、その給与は現在と比べていくら高く、またはいくら低くなるのかという計算がなされることになります。

「ラスパイレス方式による比較」とは?

異なる2つの団体の給与水準を単純平均で比較した場合、その2つの団体の組織等の違いによる影響を受けてしまいます。例えば、同じ給与水準であるA社とB社の比較をしても、A社の方が役職者が多い、平均年齢が高いといった場合にはA社の方が結果として平均給与が高いという結果が生じてしまう可能性があります。「ラスパイレス方式による比較」では、役職段階、学歴、年齢等の条件を揃えることで、このような組織等の違いによる影響をできる限り取り除くことができます。

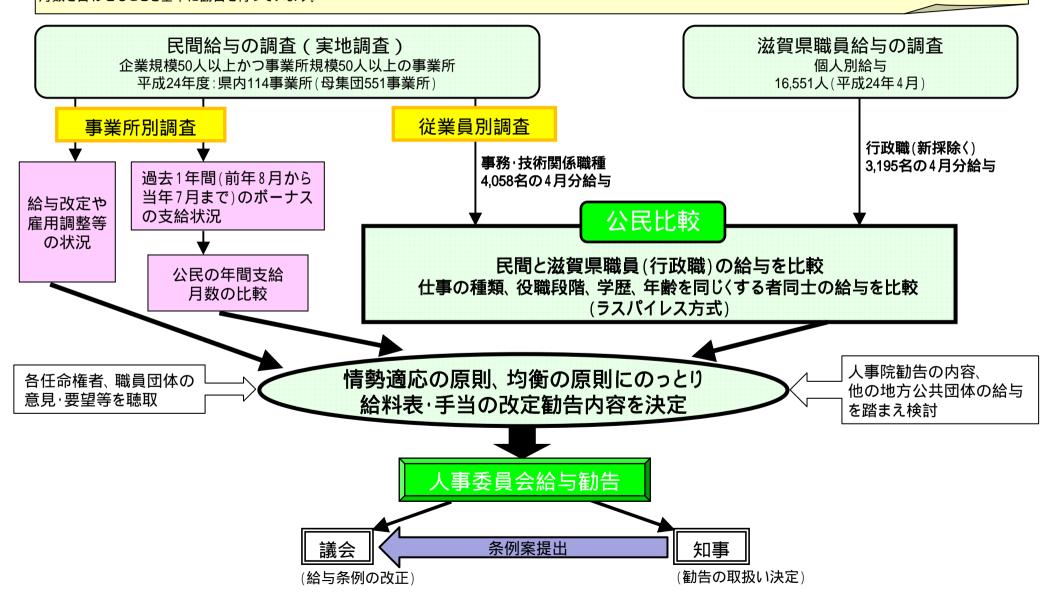
4.給与勧告

上記で算定された公民の給与較差に応じて、国家公務員に係る人事院勧告等の内容も踏まえながら、本県における給料表および諸手当の改定について、知事および議会に対し勧告します。

給与勧告の手順

滋賀県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、本県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与(月例給)を精密に比較して 得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

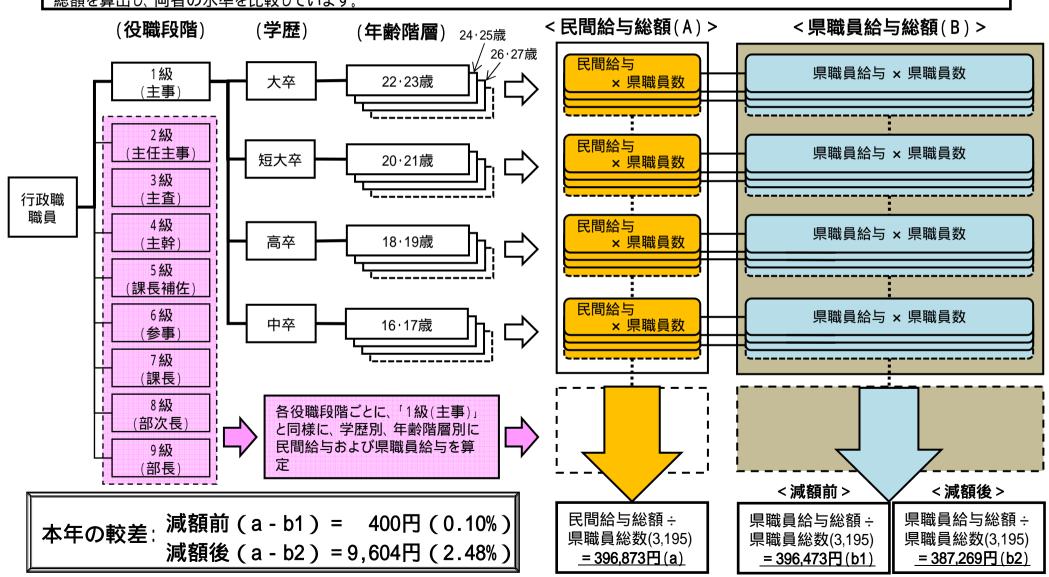
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給 月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

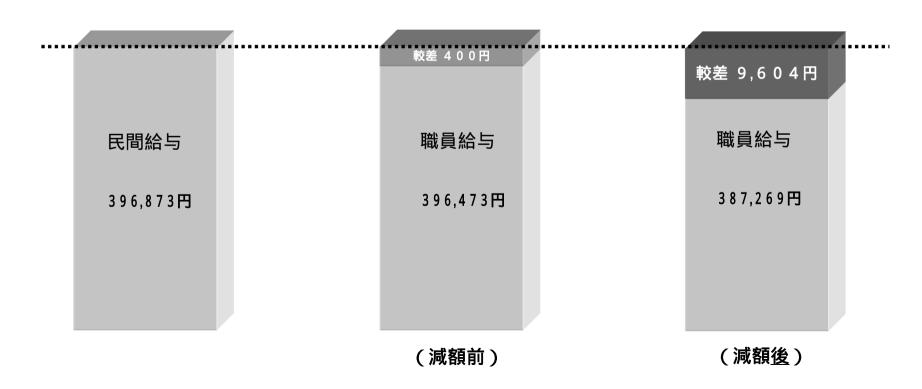
民間企業との月例給の比較においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、県職員の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた 総額を算出し、両者の水準を比較しています。



民間給与との較差

本年度においても、本県の厳しい財政状況を理由として、特例条例により給与の減額措置が講じられていることから、当該条例に基づく減額措置による減額前と減額後の職員給与を把握した上で、民間給与との比較を行いました。その較差は、減額前は400円(0.10%)、減額後は9,604円(2.48%)でした。



付表

ラスパイレス方式による比較を行うにあたっては、下記のとおり企業規模・役職段階ごとに県職員の役職段階と対応させています。

| 職員 | | 民 間 従 業 員 | | |
|--------------------|--------------------|--------------------------|--------------------|--|
| 行政職給料表 | 企業規模500人 以上の事業所 | 企業規模100人以上 500人未満の事業所 | 企業規模100人 未満の事業所 | |
| 9 級 (部長) | 支店長·工場長 部長·部次長 | | | |
| 8 級 (次長) | 課長 | 支店長·工場長 | | |
| 7 級 (課長) | W. C. | 部長·部次長 | 支店長 工場長 | |
| 6 級 (参事) | 課長代理 | 課長 | 部長·部次長 | |
| 5 級 (課長補佐) | IN 区102 | III K | 課長 | |
| 4 級 (主幹) | 係長 | 課長代理 | 課長代理 | |
| 3 級 (主査·副主幹) | | 係長 | 係長 | |
| 2 級 (主任主事·主任技師) | 主任 | 主任 | 主任 | |
| 1 級 (主事·技師) | 係員 | 係員 | 係員 | |

注 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

滋賀県職員モデル給与例(行政職職員)

(単位:円)

| | | | | 減額措置前 | | | | 減額措置後 | | | | (辛四.11) |
|------|----|---------|------------|------------|---------|------------|--------|---------|------------|------------|------------|---------|
| 職階 | 年齢 | 扶養親族 | 在 力 | 告前 | 勧 | 告後 | 年間給与 | 勧 |)告前 | 在 力 |)告後 | 年間給与 |
| | | | 月額 | 年間給与 | 月額 | 年間給与 | 増 減 額 | 月額 | 年間給与 | 月額 | 年間給与 | 増 減 額 |
| 主事 | 25 | 独身 | 210,092 | 3,351,000 | 210,290 | 3,354,000 | 3,000 | 207,991 | 3,326,000 | 208,187 | 3,329,000 | 3,000 |
| 主任主事 | 30 | 配偶者 | 262,456 | 4,168,000 | 262,703 | 4,171,000 | 3,000 | 259,969 | 4,138,000 | 260,214 | 4,142,000 | 4,000 |
| 主査 | 35 | 配偶者、子一人 | 318,530 | 5,111,000 | 318,830 | 5,116,000 | 5,000 | 314,657 | 5,065,000 | 314,954 | 5,070,000 | 5,000 |
| 副主幹 | 40 | 配偶者、子二人 | 361,884 | 5,801,000 | 362,225 | 5,806,000 | 5,000 | 357,538 | 5,749,000 | 357,875 | 5,754,000 | 5,000 |
| 主幹 | 45 | 配偶者、子二人 | 414,460 | 6,726,000 | 414,851 | 6,733,000 | 7,000 | 409,430 | 6,666,000 | 409,816 | 6,672,000 | 6,000 |
| 課長補佐 | 50 | 配偶者、子二人 | 446,366 | 7,239,000 | 446,787 | 7,245,000 | 6,000 | 440,990 | 7,174,000 | 441,406 | 7,181,000 | 7,000 |
| 課長 | - | 配偶者、子二人 | 584,908 | 9,228,000 | 585,459 | 9,237,000 | 9,000 | 544,633 | 8,745,000 | 545,147 | 8,753,000 | 8,000 |
| 部長 | - | 配偶者 | 688,258 | 11,331,000 | 688,907 | 11,342,000 | 11,000 | 623,089 | 10,549,000 | 623,677 | 10,559,000 | 10,000 |

- 注1 月額および年間給与は、大学卒上級採用者を例に、基本給、扶養手当、管理職手当および地域手当を基礎に算出しています。
 - 2 「減額措置前」の欄には「平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例」による減額措置前の額を、「減額措置後」の欄には同条例による 減額措置後の額を記載しています。
 - 3 減額措置の内容については、基本給、管理職手当などの減額となっています。

職種別民間給与実態調査

職種別民間給与実態調査について

- ・ 公務員の給与を検討するため、人事院と全国の人事委員会が共同して、民間給与実態調査を実施 しています。
- ・この調査では、公務と類似する職種に就いている各事業所の従業員の方々の4月分給与や、企業における給与改定の状況、諸手当の制度などについても調査しています。特に4月分給与については、公務員と「ラスパイレス方式による比較」を行うため、個人ごとに役職、学歴、年齢、支給額等を調査しています。
- ・調査対象となる事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所です。これらの事業所から、大企業や特定の業種などに偏ることのないよう、いくつかのグループ(層)にまとめた上で、各グループ(層)から無作為に事業所を抽出しています。
- ・調査にあたっては、調査員が各事業所を訪問し、事業所の担当者の方に直接面会して調査を行って います
- ・集計にあたっての総計や平均値の算出は、すべて抽出割合の逆数を乗じ母集団に復元しています。

平成 24 年職種別民間給与実態調査について

平成 24 年職種別民間給与実態調査の調査結果および調査の概要は、次のとおりです。

- 1 調査結果の概要 別紙のとおり
- 2 調査の概要
- (1)調査実施機関 滋賀県人事委員会ならびに人事院、他の都道府県および政令指定都市等 人事委員会(共同調査)
- (2)調査の範囲
 - ア 事業所 企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所。ただし、次の 経営形態に属する事業所は含まれていません。なお、事業所の産業分類は企業 の分類によっています。
 - (ア)政府機関およびその関係機関
 - (イ)地方公共団体およびその関係機関
 - (ウ)大使館・領事館および国際連合等の関係機関
 - (エ)企業組合等
 - イ 産業 日本標準産業分類による次の産業
 - (ア)漁業
 - (イ)鉱業、採石業、砂利採取業
 - (ウ)建設業
 - (エ)製造業
 - (オ)電気・ガス・熱供給・水道業
 - (力)情報通信業
 - (キ)運輸業、郵便業
 - (ク)卸売業、小売業
 - (ケ)金融業、保険業
 - (コ)不動産業、物品賃貸業
 - (サ)学術研究、専門・技術サービス業(中分類の次に該当するもの)
 - 1. 学術・開発研究機関
 - 2. 広告業
 - (シ)生活関連サービス業、娯楽業(中分類の次に該当するもの)
 - (ス)教育、学習支援業(中分類の次に該当するもの)
 - 1. 学校教育
 - (セ)医療、福祉(中分類の次に該当するもの)
 - 1. 医療業
 - 2. 社会保険・社会福祉・介護事業
 - (ソ)サービス業(中分類の次に該当するもの)
 - 1. 政治・経済・文化団体

- ウ 従業員 常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者をいい、臨時の者 を除きます。なお、取締役等の役員はすべて除外しています。
- エ 職種 78 職種(うち初任給関係職種19 職種)。その詳細な定義は別に定められています。

(3)調査対象の抽出

ア 調査事業所 上記(2)に該当した 551 事業所を統計上の理論に従いながら、産業、企業規模等によって 12 層に層化し、これらの層から 114 事業所を無作為に抽出しました。そのうち調査の完結した事業所は、108 事業所となっています。

イ 調査従業員 調査事業所において初任給関係職種(270人)以外の調査指定職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、それからさらに抽出した従業員(4,709人)について調査を行いました。なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は39,749人です。

(4)調查項目

ア 事業所単位別調査事項

(ア)総括的事項

- 1. 事業所名
- 2. 事業所所在地
- 3. 産業分類の基礎となった主な事業内容
- 4. 本店・支店の別
- 5. 企業全体の常勤の従業員総数
- 6. 事業所の常勤の従業員総数
- 7. 調查指定職種別従業員数

(イ)給与等に関する事項

- 1. 賞与および臨時給与の支給従業員数および支給総額(平成23年8月~平成24年7月の状況)
- 2. 1 の該当月および平成 24 年 4 月のきまって支給する給与の支給総額および支給従業員数
- 3. 本年の採用状況
- 4. 本年の給与改定等の状況
- 5. 賞与の支給状況
- 6. 家族手当の支給状況
- 7. 住宅手当の支給状況等
- 8. 時間外労働の割増賃金率の状況
- 9. 管理監督者の平日の深夜労働に対する賃金の支給状況
- 10. 雇用調整の状況
- 11. 高齢層従業員(50歳以上)の賃金管理等の状況(本店事業所に限る。)
- イ 従業員別調査事項

(ア)初任給関係職種

- 1. 学歴
- 2. 採用者数
- 3. 初任給月額

(イ)初任給関係職種以外の調査指定職種

- 1. 年齢
- 2. 学歴
- 3. 性
- 4. きまって支給する給与総額
- 5. 時間外手当額
- 6. 通勤手当額
- 7. 在職老齢年金、高年齢雇用継続基本給付金および企業年金受給の有無(再雇用者 および定年が60歳超または定年制のない事業所に勤務する常勤の従業員で平成 24年4月1日現在の満年齢が60歳以上である者に限る。)
- (5)調査期間 平成24年5月1日~同年6月18日

調査対象事業所の状況

平成24年民間給与実態調査では、551事業所から114事業所を無作為に抽出し、実地調査を行いました。母集団、調査事業所の状況等については、 下記のとおりです。

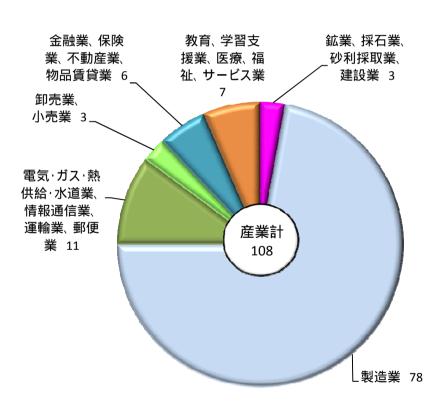
| | | | 企 業 | 規 模 | | |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| | 3,000人以上 | 1,000人以上 | 500人以上 | 100人以上 | 50人以上 | 規模計 |
| | 5,000人公工 | 3,000人未満 | 1,000人未満 | 500人未満 | 100人未満 | がいたロー |
| 母集団事業所数(A) | 92 | 73 | 67 | 234 | 85 | 551 |
| 母集団正社員数(B) | 38,366 | 23,089 | 11,577 | 28,127 | 5,706 | 106,865 |
| 調査事業所数(C) | 18 | 18 | 10 | 50 | 18 | 114 |
| ((C)/(A)) | (19.6%) | (24.7%) | (14.9%) | (21.4%) | (21.2%) | (20.7%) |
| 調査事業所正社員数(D) ((D)/(B)) | 7,539 (19.7%) | 5,039 (21.8%) | 1,819 (15.7%) | 5,713 (20.3%) | 1,233 (21.6%) | 21,343 (20.0%) |

注1 実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が3事業所ありました。

² 集計に際してはそれぞれのグループ(層)ごとに復元するため、最終的な集計結果は調査サンプルの単純平均ではな〈、各グループ(層)の民間 従業員数の割合に応じた加重平均となります。

産業別調査事業所数

平成24年民間給与実態調査では、114事業所に対して実地調査を行いました。その結果、事業所規模が調査対象外であることが 判明した3事業所および調査が不能であった3事業所を除いた、108事業所について調査を完結することができました。調査の完結 した事業所は、下記のとおりです。



| 企業規模産業分類 | 規模計 | 3,000人以上 | 1,000人以上 3,000人未満 | | 100人以上 500人未満 | 100人未満 |
|--|-----|----------|----------------------|-----|------------------|--------|
| 産業計 | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 | 事業所 |
| 庄 耒 川 | 108 | 17 | 17 | 10 | 48 | 16 |
| 鉱 業 、採 石 業 、砂利採取業、建設業 | 3 | 1 | • | - | 1 | 1 |
| 製 造 業 | 78 | 8 | 14 | 9 | 36 | 11 |
| 電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運 輸 業 、郵 便 業 | 11 | 2 | - | 1 | 5 | 3 |
| 卸売業、小売業 | 3 | 3 | - | - | - | - |
| 金融業、保険業不動産業、物品賃貸業 | 6 | 2 | 2 | - | 2 | - |
| 教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業 | 7 | 1 | 1 | - | 4 | 1 |

注 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、 調査不能の事業所が3事業所ありました。

職員給与等実態調査

職員給与等実態調査について

調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、毎年4月1日時点で在職する職員(同日付けの退職者を除く。)について4月分の給与等の実態を調査しているものです。

調査対象

滋賀県職員等の給与に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員(臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。)を対象としています。

調査事項

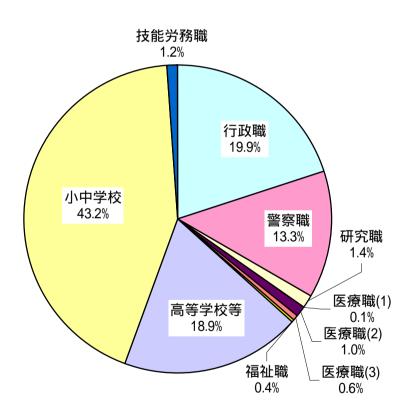
調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、 号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況およ び通勤の状況等を調査しています。

集計

人事委員会事務局において実施しています。

適用給料表別人員

平成24年4月1日現在の全給料表の適用人員は16,551人で、平均年齢は43.3歳です。このうち、一般行政事務を行っている 行政職給料表の適用人員は3,295人(19.9%)となっています。



| 区 分 給 料 表 | 職員の例 | 適用人員 | 平均年齢 |
|----------------------|---------------|-------------|-----------|
| 全給料表 | | 人 16,551 | 歳 43.3 |
| 行政職給料表 | 一般行政職員 | 3,295 | 43.1 |
| 警察職給料表 | 警察官 | 2,208 | 39.3 |
| 研究職給料表 | 研究員 | 224 | 44.0 |
| 医療職給料表(1) | 医師、歯科医師 | 14 | 44.8 |
| 医療職給料表(2) | 薬剤師、栄養士 | 167 | 43.6 |
| 医療職給料表(3) | 保健師、助産師、看護師 | 105 | 44.0 |
| 福祉職給料表 | 生活支援員、保育士 | 68 | 43.7 |
| 高等学校等教育職給料表 | 高等学校の教員 | 3,132 | 45.3 |
| 小学校および中学校等 教育職給料表 | 小学校および中学校の教員 | 7,143 | 43.4 |
| 技能労務職給料表 | 自動車運転手、守衛、用務員 | 195 | 51.5 |

(注) 本資料は、平成24年職員給与等実態調査により作成しています。(以下の各資料について同じ。)

適用給料表別、平均年齢、平均給料額および平均給与月額

適用給料表別の平均年齢、平均給料額および平均給与月額は、以下のとおりです。

全職員

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|--------|------------|------------|
| 43.3歳 | 360,396円 | 392,856円 |
| 43.3所以 | (365,651円) | (398,497円) |

行政職給料表(一般行政職員)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|-------|------------------------|--------------------|
| 43.1歳 | 335,530円 (341,732円) | 368,055円(374.771円) |

警察職給料表(警察官)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|-------|------------|------------|
| 39.3歳 | 324,801円 | 359,430円 |
| 39.3成 | (329,499円) | (364,435円) |

研究職給料表(研究員)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|-------|------------|------------|
| 44.0歳 | 359,730円 | 394,948円 |
| | (365,965円) | (401,669円) |

医療職給料表(1)(医師、歯科医師等)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|-------|------------|------------|
| 44.8歳 | 425,254円 | 509,222円 |
| | (444,636円) | (533,312円) |

医療職給料表(2)(薬剤師、栄養士等)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|--------|------------|------------|
| 43.6歳 | 341,719円 | 370,500円 |
| 43.07% | (347,412円) | (376,631円) |

医療職給料表(3)(看護師等)

| | , (1 1111 11 1 1 1 1 | |
|-------|------------------------|------------------------|
| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
| 44.0歳 | 344,767円 (349,641円) | 370,292円 (375,522円) |

福祉職給料表(生活支援員、保育士等)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|-------|------------------------|------------------------|
| 43.7歳 | 356,695円 (361,851円) | 388,050円 (393,563円) |

高等学校等教育職給料表(高等学校の教員)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|-------|------------------------|------------------------|
| 45.3歳 | 393,671円 (398,792円) | 428,596円 (434,059円) |

小学校および中学校等教育職給料表(小・中学校の教員)

| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|-------|------------|------------|
| 43.4歳 | 369,313円 | 400,039円 |
| | (374,321円) | (405,409円) |

技能労務職給料表(自動車運転手、守衛等)

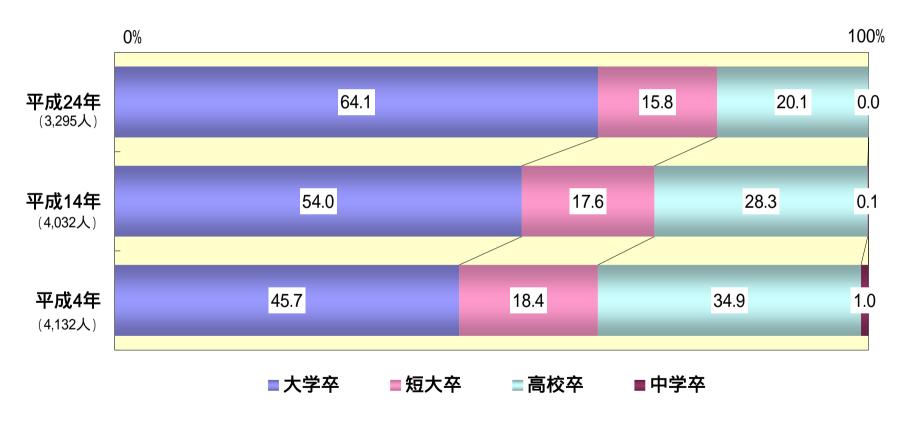
| 平均年齢 | 平均給料額 | 平均給与月額 |
|------------|------------|------------|
| 51.5歳 | 344,300円 | 375,455円 |
| フ I 、フ /玩火 | (348,783円) | (380,207円) |

- (注) 1.「平均給料額」は、給料の調整額および教職調整額を含みます。
 - 2.「平均給与月額」は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 - 3.()内の額は、平成23年度および平成24年度における職員の給与の特例に関する条例による減額前の額です。

行政職給料表の最終学歴別人員構成比

行政職給料表の最終学歴別の人員構成比は、大学卒が64.1%、短大卒が15.8%、高校卒が20.1%、中学卒が0.0%となっています。

大学卒の割合の増加に対し、高校卒の割合が減少しており、高学歴化が着実に進んでいます。

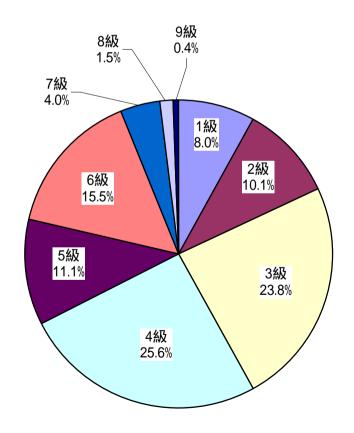


(注) 大学卒には修士課程および博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含みます。

行政職給料表の級別人員構成比

行政職給料表の級別の構成比は、4級が25.6%(843人)で最も高く、続いて3級が23.8%(783人)、6級が15.5%(511人)、5級が11.1%(365人)となっています。

行政職給料表の級別人員構成比



| 職務の級 | 主な役職段階 | 職員数(人) |
|------|--------------|--------|
| 9級 | 部長 | 14 |
| 8級 | 部次長 | 50 |
| 7級 | 課長 | 133 |
| 6級 | 参事 | 511 |
| 5級 | 課長補佐 | 365 |
| 4級 | 主幹 | 843 |
| 3級 | 副主幹 主査 | 783 |
| 2級 | 主任主事 主任技師 | 332 |
| 1級 | 主事 技師 | 264 |